

第2回

インボイス制度個別相談会

当商工会議所では、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入されるにあたり事業環境の変化を受ける中小・小規模事業者を対象にインボイス制度個別相談会を実施いたします。

事業者がこれまで通り消費税の仕入税額控除を受けるには、インボイスの保存が必要条件の1つになり、買い手側の事業者は取引先のインボイス登録状況の確認等対応していかなくてはなりません。また、売手側の免税事業者にとっては、得意先から取引状況を見直される恐れがあります。

相談会では、免税事業者が注意すべきことやインボイス発行事業者になる上での判断基準、また、インボイス発行事業者に登録した後に準備すべきことなど、専門家が個別に対応いたします。

現在、インボイス制度の対応にお困りの方は、この機会にぜひご活用ください。

主催 宇都宮商工会議所 **協力** 関東信越税理士会宇都宮支部

日時 令和5年7月27日（木）9時～16時

会場 宇都宮商工会議所 大会議室（宇都宮市中央3-1-4）

対象 中小・小規模事業者（会員・非会員問わず） **相談料** 無料

相談内容

- ① 免税事業者が注意すべき点（含む 負担軽減措置について）
- ② インボイス発行事業者になる判断基準や登録手続き
- ③ インボイスに登録する場合の対応・登録しない場合の対応
- ④ 消費税の申告・納付方法別の注意点（本則課税・簡易課税）
- ⑤ インボイス制度導入に伴う会計処理や日々の仕訳 など

相談員 関東信越税理士会宇都宮支部 所属税理士 2名

お申し込み 事前予約制（下記連絡先にお電話でご予約下さい。）

【相談対応枠】

- ① 9時～10時 ② 10時～11時 ③ 11時～12時
④ 13時～14時 ⑤ 14時～15時 ⑥ 15時～16時

※ 相談対応枠は12事業者となりますので、申し込みは先着順とさせていただきます。

お問い合わせ 宇都宮商工会議所 経営支援部 佐川

（連絡先）TEL：028-637-3131

FAX：028-634-8694